証券コード　2788
平成28年３月10日

株　主　各　位

三重県四日市市日永二丁目３番３号
アップルインターナショナル株式会社
代表取締役会長兼社長　久　保　和　喜

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）営業時間の終了時（午後６時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　三重県四日市市安島一丁目３番18号
　　三重北勢地域地場産業振興センター６階　大ホール
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項
　　第１号報告　第21期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）
　　連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　第２号報告　第21期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）
　　事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する新株予約権発行の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.apple-international.com）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記のウェブサイトに掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

①当期の連結経営成績に関する定性的情報

当連結会計年度おけるわが国経済は、政府による経済・金融政策などの下支えによって企業業績が改善し、緩やかな回復基調となりました。しかしながら世界経済におきましては、米国の金融政策の正常化が進むなか、中国を始めとする新興国等の景気が下振れリスクとなっていることから先行きが不透明な状況となっておりました。

このような状況の中、当社グループは、従来と同様、自動車市場の拡大が見込まれるタイを中心に東南アジア諸国及びその周辺国において、メーカーブランドの商品によって多国間の貿易ルートを確保、高付加価値化を図ることにより自動車市場の流通の活性化と収益拡大に努めてまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は25,460百万円（前期比37.5％減）、営業利益は1,322百万円（前年同期比124.2％増）、経常利益は1,339百万円（前期は759百万円の経常損失）、当期純利益は1,273百万円（前期は1,030百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社は従来、当社グループの事業である自動車販売関連事業のうち「日本」、「中国」を報告セグメントとしておりましたが、平成27年１月１日にPRIME ON CORPORATION LIMITED及びその連結子会社４社について連結子会社から持分法適用会社へ異動したことに伴い、「中国」セグメントの売上高、セグメント利益及びセグメント資産の重要性が乏しくなったため、上記報告セグメント区分を廃止し、第１四半期連結会計期間より自動車販売関連事業の単一セグメントとしております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は42百万円であり、その主な物は当社の連結子会社であるアップルオートネットワーク株式会社における販売管理システムの導入費用（24百万円）によるものであります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金により充当いたしました。

③資金調達の状況

当連結会計年度中の主な資金調達は、当社グループの所要資金として、金融機関からの短期借入金による調達を実施しており、短期借入金の当期末残高は2,354百万円（前期末は11,735百万円）となりました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当該事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事業の譲受けはありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（２）財産及び損益の状況の推移

区　　分		第18期 平成24年12月期	第19期 平成25年12月期	第20期 平成26年12月期	第21期 平成27年12月期 (当連結会計年度)
売上高	（百万円）	24,099	31,024	40,707	25,460
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△563	19	△759	1,339
当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	△295	50	△1,030	1,273
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	（円）	△23.69	4.05	△82.71	102.17
総資産	（百万円）	19,491	24,110	20,662	9,104
純資産	（百万円）	4,829	5,444	3,824	3,950
１株当たり純資産額	（円）	364.70	421.62	361.42	464.04

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均株式数に基づき算出しております。

２．当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行いましたが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算出しております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況（平成27年12月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名　　称	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
アップルオートネットワーク株式会社	347,950千円	74.3	中古車の買取及びフランチャイズチェーン網の統括管理
A.I.HOLDINGS (HONG KONG) LIMITED	75,680千HKD	58.1	自動車販売の持株会社
株式会社アイ・エム自販	130,000千円	65.0	中古車買取及び販売

（４）対処すべき課題

当社グループは、新車並びに中古車市場を含めた自動車流通市場における総合商社を目指し、事業領域並びに市場エリアの拡大を事業戦略として掲げておりますが、この事業戦略を実現するため、以下の項目を当社グループの課題として認識しております。

①人材の確保と育成

当社グループは、事業領域並びに市場エリアの拡大を図るため、自動車流通市場の動向を含め市場環境に対して迅速に対応するとともに顧客ニーズを的確に把握し得る優秀な人材を確保することに加え、継続的な社員教育を推進していくことが重要であると認識しております。

そのためには、定期的な採用活動を実行するとともに、ジョブローテーションの実施による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、さらには、業績と連動した各種インセンティブを含めた育成プランを導入し、従業員のモチベーションアップを図る方針であります。

②市場調査と情報の共有化

事業領域並びに市場エリアの拡大を図るため、新規事業の企画立案に際し、事前に市場調査を実施し採算性の検討を行っていくことが重要であると認識しております。

そのためには、情報収集チャネルの拡大並びに情報の共有化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの体制強化を通じて、的確かつ迅速な経営判断を図る方針であります。

③組織体制の整備

当社グループは、拡大均衡政策を通じて、継続的に企業価値を高めていきたいと考えております。そのためには、事業規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であり、優秀な人材の確保・育成とバランスのとれた組織体制の整備に配慮し、持続的な成長を実現していく所存であります。

④内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

こうした課題の実現に向けて、責任ある経営体制の構築及び経営に対する監視・監査機能の強化並びに経営の透明性の向上に努めてまいります。さらに、新規事業、海外事業にかかる各種法的規制の遵守、個人情報の保護・管理、不測の事態に適時適切に対応し得る体制を確立し、内部統制を強化する方針であります。

（５）主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、東南アジアに向けた中古車の輸出販売事業、日本国内における中古車の買取・販売業、中古車買取店フランチャイズチェーン網の統括管理を主な事業としております。

（６）主要な事業所（平成27年12月31日現在）

①当社の主要拠点

名　　称	所　在　地
本　　社	三重県四日市市

②重要な子会社の主要拠点

名　　称	所　在　地
アップルオートネットワーク株式会社	三重県四日市市
A.I.HOLDINGS (HONG KONG) LIMITED	香港特別行政区
株式会社アイ・エム自販	東京都大田区

（７）使用人の状況（平成27年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前　期　末　比　増　減
82（13）名	330名減（３名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。）は、年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

２．使用人数が前期末と比べて330名減少しておりますが、その主な理由は、連結子会社の減少等に伴うものであります。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
13（1）名	１名減（－）	35.54歳	3.6年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。）は、年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

（８）主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借　　入　　先	借入額（百万円）
株式会社りそな銀行	500
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	412

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成27年５月１日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第二部に市場変更いたしました。

２．会社の現況

（１）株式の状況（平成27年12月31日現在）

①発行可能株式総数　21,600,000株
②発行済株式の総数　12,461,400株
③株主数　7,149名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
久保和喜	4,002,000株	32.11%
株式会社ＳＢＩ証券	812,100株	6.51%
楽天証券株式会社	273,700株	2.19%
日本証券金融株式会社	173,400株	1.39%
大塚光二郎	154,700株	1.24%
内山慎二	127,700株	1.02%
DAIWA CM SINGAPORE LTD	124,000株	0.99%
株式会社三四興産	120,000株	0.96%
神崎健大朗	118,000株	0.94%
松井証券株式会社	105,400株	0.84%

（２）自己株式保有の状況

当社は自己株式を保有しておりません。

（３）新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（４）会社役員の状況

①取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久　保　和　喜	アップルオートネットワーク㈱ 取　締　役　会　長 A.I.HOLDINGS(HONG KONG)LIMITED D I R E C T O R A p p l e　A u t o Auction(Thailand)Co.,Ltd. D I R E C T O R
代　表　取　締　役	小　林　正　示	営　業　本　部　長 ＡＰハイブリッド㈱ 代　表　取　締　役
取　　締　　役	清　水　茂　記	管　理　本　部　長 アップルオートネットワーク㈱ 取　　締　　役 A.I.HOLDINGS(HONG KONG)LIMITED D I R E C T O R A p p l e　A u t o Auction(Thailand)Co.,Ltd. D I R E C T O R
取　　締　　役	長　塚　秀　明	アップルオートネットワーク㈱ 常　務　取　締　役
取　　締　　役	春　井　勝　匡	シグマインターナショナル㈱ 代　表　取　締　役
取　　締　　役	加　藤　一　夫	㈱プラスワンコンサルタント 代　表　取　締　役 ㈱フーマイスターエレクトロニクス 社　外　取　締　役
常　勤　監　査　役	池　田　進　吾	カーコンサルタントメイプル㈱ 監　　査　　役
監　　査　　役	前　田　赳　人	―
監　　査　　役	大　塚　静　生	中　央　不　動　産　㈱ 理　　事

（注）１．取締役春井勝匡及び取締役加藤一夫の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役前田赳人及び監査役大塚静生の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は取締役春井勝匡、取締役加藤一夫の両氏、監査役大塚静生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
①平成27年３月27日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、取締役近藤則明氏は任期満了により退任いたしました。
②平成27年３月27日開催の第20期定時株主総会において、新たに清水茂記氏は取締役に選任され就任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	7名	68,380千円
（うち社外取締役）	(2名)	(5,590千円)
監査役	3名	10,020千円
（うち社外監査役）	(2名)	(5,400千円)
合計	10名	78,400千円
（うち社外役員）	(4名)	(10,990千円)

（注）１．期末現在の人員数は取締役６名、監査役３名であります。
表には、前回の総会で任期満了により退任した取締役１名が含まれております。
２．取締役の報酬限度額は、平成14年３月29日開催の第７期定時株主総会決議において年額100,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成14年３月29日開催の第７期定時株主総会決議において年額20,000千円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおります。
・取締役６名　　11,980千円（うち社外取締役２名　　430千円）

③社外役員に関する事項

1．他の法人等の重要な兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏名	重要な兼職状況	当社との関係
社外取締役	春井勝匡	シグマインターナショル株式会社 代表取締役	特別の関係はありません。
社外取締役	加藤一夫	株式会社プラスワンコンサルタント 代表取締役 株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	大塚静生	中央不動産株式会社理事	特別の関係はありません。

２．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　　春 井 勝 匡	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席いたしました。 春井勝匡氏は会社経営者としての幅広い知識と当社事業に関して十分な理解と見識を有し、社外取締役として職務を適切に遂行しております。
取締役　　加 藤 一 夫	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 加藤一夫氏は経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、取締役会の場で助言・提言を行うほか、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
監査役　　前 田 赳 人	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。 前田赳人氏はトヨタカローラ三重株式会社において取締役としての豊富な経営経験があり、経営者的視点に立って高い見識を有しており、当社がコンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、当社の事業推進に対して、経営的側面からの助言及び指摘を行っております。
監査役　　大 塚 静 生	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。 大塚静生氏は上場企業において監査役としての豊富な経験があり、コンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、当社の事業推進に対して、経営的側面からの助言及び指摘を行っております。

（注）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役２名、社外監査役２名は、会社法第427条第１項及び当社の定款第29条及び第39条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額としております。

（５）会計監査人の状況

①名称　　アスカ監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務にかかる報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第２条第１項の業務にかかる報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

（６）業務の適正を確保するための体制

１．当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、次のとおりであります。なお、当社は、会社法等の改正施行に伴い、平成27年12月25日の取締役会の決議において、「業務の適正を確保するための体制」を改定しております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が業務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置付け、企業理念、経営方針に則り、代表取締役社長が繰り返しコンプライアンスの重要性を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。

コンプライアンス担当部署を管理本部とし、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、マニュアル及び関連する法令等を社内に周知徹底させ、企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図ります。

取締役及び従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部署に報告する体制とし、重大性に応じて取締役会が再発防止策を決定するなど、全社的にその内容を周知徹底いたします。

社長直属の内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、社長に報告いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、保存及び管理を行います。取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整えます。これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など定期的に取締役会に報告いたします。

なお、業務を効率的に推進するため、業務システムのＩＴ化を推進いたします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署の業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、全社的なリスク管理については「リスク管理規程」を制定し、管理本部が管理を行います。

内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応が可能な体制を構築いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営理念に基づき、この実現に向け中期経営計画及び年度経営計画を策定し、全社的な目標を定めます。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月１回開催し、また、必要と認められるときには臨時で適宜開催いたします。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、職務執行手続きの詳細について定めます。

ＩＴの活用により随時業績状況をデータ化し、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に寄与いたします。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

子会社は、原則取締役会及び監査役設置会社とし、子会社における業務の適正性を監視できる体制といたします。子会社に対して当社の内部監査室が直接監査し得る体制とし、内部監査室は直接当社の代表取締役に報告する体制といたします。当社は、当社グループの取締役及び監査役で構成される「内部統制部門定例会議」を定期的に開催し、グループ全体の情報の共有化と監視を行います。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理を行います。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む「関係会社管理規程」を制定いたします。

ニ．子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社が制定する企業理念、経営方針に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努めます。当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループ共通の内部通報窓口（社外監査役）を設置いたします。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役のため、必要に応じて特定の従業員を監査役の職務補助に従事させます。

当該従業員は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

⑦監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものといたします。また、子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものといたします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした当社グループの従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底いたします。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理いたします。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役の職務である取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役及び従業員の説明を求めるなどの職務が円滑に行える体制を整えます。また、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することといたします。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に則り、財務報告の信頼性に係る内部統制を整備、運用するとともにその有効性を評価し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

⑬反社会的勢力の排除に向けた基本方針

当社は、上場企業としての社会的責任を果たすため、経営の健全性、経営の透明性、経営の迅速性を通じて、株主をはじめステークホルダーから支持される企業風土を構築していくことが重要であると認識しております。

当社は、この社会性ある企業風土を構築するため、反社会的勢力を排除することを全社的な基本方針に掲げております。

また、当社は、反社会的勢力を排除するため、新規取引を開始するにあたっては現地訪問や既存顧客からの風評聴取などを行い、必要に応じて企業信用調査や取引金融機関の海外拠点などを通じて信用調査を行い、万全の体制を整えております。

しかしながら、反社会的勢力が当社に対して接触及び不当要求などを行うことも可能性として考えられ、こうした事態が生じた場合には、管理本部がこれに対応し、必要に応じて顧問弁護士や所轄の警察等の外部専門機関に相談し、適切に処理する体制を整えております。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要当社グループにおける業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスの状況

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、社内にてハラスメントやインサイダー取引等の法令や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行いました。また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び啓蒙活動を行っております。

②取締役の職務執行

定時取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③監査役の職務執行

監査役会を15回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④グループ経営会議を３回開催し、連結ベースの中期経営計画を当社グループ全体で共有するとともに、各子会社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。

⑤内部監査の実施について

内部監査室にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

（注）この事業報告に記載の金額及び株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,856,066**	**流動負債**	**4,872,062**
現金及び預金	2,533,841	支払手形及び買掛金	203,436
売掛金	3,472,149	短期借入金	2,354,665
商品及び製品	731,943	1年内返済予定長期借入金	83,467
原材料及び貯蔵品	1,067	未払金	1,322,497
繰延税金資産	19,258	未払法人税等	94,765
未収入金	538,712	その他	813,229
その他	618,169	**固定負債**	**282,010**
貸倒引当金	△59,076	長期借入金	149,234
固定資産	**1,248,651**	役員退職慰労引当金	20,370
有形固定資産	**215,473**	退職給付に係る負債	2,384
建物及び構築物	58,633	資産除去債務	25,390
車両運搬具	35,162	その他	84,630
工具器具備品	6,729	**負債合計**	**5,154,072**
土地	114,807	**純資産の部**	
その他	140	**株主資本**	**4,689,395**
無形固定資産	**42,953**	資本金	4,816,489
のれん	1,600	資本剰余金	165,687
その他	41,353	利益剰余金	△292,781
投資その他の資産	**990,224**	**その他の包括利益累計額**	**1,093,220**
投資有価証券	846,235	為替換算調整勘定	1,093,220
長期貸付金	174,608	**少数株主持分**	**△1,831,970**
繰延税金資産	52,111	**純資産合計**	**3,950,645**
長期営業債権	778,951		
長期滞留債権	1,643,174		
出資金	1,781		
その他	68,409		
貸倒引当金	△2,575,047		
資産合計	**9,104,717**	**負債・純資産合計**	**9,104,717**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		25,460,047
売上原価		22,213,516
売上総利益		3,246,530
販売費及び一般管理費		1,924,108
営業利益		1,322,422
営業外収益		
受取利息	7,512	
受取配当金	7	
持分法による投資利益	72,073	111,978
その他	32,385	
営業外費用		
支払利息	67,639	
貸倒引当金繰入額	9,670	
その他	17,147	94,458
経常利益		1,339,941
特別利益		
固定資産売却益	78,154	
関係会社事業損失引当金戻入益	78,930	157,085
特別損失		
固定資産除却損	925	
減損損失	1,759	2,685
税金等調整前当期純利益		1,494,341
法人税、住民税及び事業税	154,759	
法人税等調整額	△6,914	147,845
少数株主損益調整前当期純利益		1,346,496
少数株主利益		73,336
当期純利益		1,273,159

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,816,489	165,687	△1,503,047	3,479,128
当期変動額				
当期純利益			1,273,159	1,273,159
持分法適用による連結範囲の変動			△62,893	△62,893
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				―
当期変動額合計	―	―	1,210,266	1,210,266
当期末残高	4,816,489	165,687	△292,781	4,689,395

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,024,640	1,024,640	△679,709	3,824,060
当期変動額				
当期純利益				1,273,159
持分法適用による連結範囲の変動				△62,893
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,579	68,579	△1,152,261	△1,083,681
当期変動額合計	68,579	68,579	△1,152,261	126,585
当期末残高	1,093,220	1,093,220	△1,831,970	3,950,645

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月25日

アップルインターナショナル株式会社

取 締 役 会　御中

ア ス カ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　田 中 大 丸　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　石 渡 裕 一 朗　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アップルインターナショナル株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップルインターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第21期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月26日

アップルインターナショナル株式会社　監査役会

常勤監査役　池　田　進　吾　㊞

監　査　役　前　田　赳　人　㊞

監　査　役　大　塚　静　生　㊞

（注）監査役前田赳人及び監査役大塚静生は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,013,372**	**流動負債**	**2,113,066**
現金及び預金	1,212,262	買掛金	1,370
売掛金	3,180,729	短期借入金	1,580,000
商品及び製品	265,833	1年内返済予定長期借入金	30,547
原材料及び貯蔵品	71	未払金	62,891
前渡金	36,513	未払費用	3,797
前払費用	4,439	未払法人税等	4,059
未収入金	20,757	前受金	139,896
その他	324,221	預り金	281,815
貸倒引当金	△31,456	その他	8,689
固定資産	**843,629**	**固定負債**	**131,256**
有形固定資産	**147,775**	長期借入金	69,453
建物	4,786	退職給付引当金	2,384
構築物	3,740	資産除去債務	3,332
車両運搬具	31,358	関係会社事業損失引当金	45,456
工具器具備品	981	その他	10,630
土地	106,907	**負債合計**	**2,244,323**
無形固定資産	**12,674**	**純資産の部**	
ソフトウエア	12,674	**株主資本**	**3,612,677**
投資その他の資産	**683,179**	**資本金**	**4,816,489**
投資有価証券	1,450	**資本剰余金**	**165,687**
関係会社株式	673,621	資本準備金	165,687
長期営業債権	705,285	**利益剰余金**	**△1,369,498**
長期滞留債権	3,983,869	その他利益剰余金	△1,369,498
差入保証金	7,707	繰越利益剰余金	△1,369,498
出資金	401	**純資産合計**	**3,612,677**
貸倒引当金	△4,689,154		
資産合計	**5,857,001**	**負債・純資産合計**	**5,857,001**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		15,682,363
売　上　原　価		13,956,224
売　上　総　利　益		1,726,139
販売費及び一般管理費		755,440
営　業　利　益		970,698
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	38,284	
受　取　手　数　料	9,467	
受　取　地　代　家　賃	8,374	
そ　の　他	1,881	58,008
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	15,751	
貸倒引当金繰入額	9,057	
為　替　差　損	14,294	
そ　の　他	5,066	44,169
経　常　利　益		984,536
特　別　利　益		
関係会社事業損失引当金戻入益	81,543	81,543
税引前当期純利益		1,066,080
法人税、住民税及び事業税	12,555	12,555
当　期　純　利　益		1,053,524

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,816,489	165,687	△2,423,023	△2,423,023	2,559,153
当期変動額					
当期純利益			1,053,524	1,053,524	1,053,524
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					―
当期変動額合計	―	―	1,053,524	1,053,524	1,053,524
当期末残高	4,816,489	165,687	△1,369,498	△1,369,498	3,612,677

	純資産合計
当期首残高	2,559,153
当期変動額	
当期純利益	1,053,524
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―
当期変動額合計	1,053,524
当期末残高	3,612,677

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月25日

アップルインターナショナル株式会社

取 締 役 会　御中

ア ス カ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　田 中 大 丸 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　石 渡 裕 一 朗 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アップルインターナショナル株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会とその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な審査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月26日

アップルインターナショナル株式会社　監査役会

常勤監査役　池　田　進　吾　㊞

監　査　役　前　田　赳　人　㊞

監　査　役　大　塚　静　生　㊞

（注）監査役前田赳人及び監査役大塚静生は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第２項及び第39条第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第２項の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） ２．当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） ２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の責任免除） 第39条　（条文省略） ２．当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第５章　監査役及び監査役会 （監査役の責任免除） 第39条　（現行どおり） ２．当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役６名は任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	久保和喜（くぼよしのぶ） （昭和34年６月14日）	昭和58年12月　住友電装株式会社入社 平成７年１月　カーコンサルタントメイプル株式会社代表取締役社長 平成８年１月　当社設立　当社代表取締役 平成13年１月　カーコンサルタントメイプル株式会社代表取締役会長 平成16年５月　アップルオートネットワーク株式会社代表取締役社長 平成17年３月　カーコンサルタントメイプル株式会社代表取締役会長兼社長 平成17年４月　アップルオートネットワーク株式会社代表取締役会長 平成17年10月　当社代表取締役会長 A.I.HOLDINGS（HONG KONG）LIMITED CEO 平成18年３月　アップルオートネットワーク株式会社取締役 平成19年３月　当社代表取締役社長 平成19年４月　Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd.DIRECTOR（現任） 平成20年12月　当社取締役会長 アップルオートネットワーク株式会社取締役会長（現任） 平成22年10月　A.I.HOLDINGS（HONG KONG）LIMITED DIRECTOR（現任） 平成25年１月　当社代表取締役会長兼社長（現任）	4,002,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	小林正示（こばやしせいじ） （昭和36年１月17日）	昭和63年６月　トヨタカローラ三重株式会社入社 平成８年１月　当社入社 平成14年１月　当社取締役 平成21年４月　ＡＰハイブリッド株式会社代表取締役（現任） 平成24年３月　当社取締役 平成25年１月　当社取締役営業本部長 平成25年３月　当社代表取締役営業本部長（現任）	30,000株
3	清水茂記（しみずしげのり） （昭和32年３月19日）	昭和55年４月　郵船航空サービス株式会社（現郵船ロジスティクス株式会社）入社 平成６年４月　郵船トラベル株式会社入社 平成９年４月　YUSEN TRAVEL(THAILAND)CO.,LTD.出向　MANAGING DIRECTOR 平成13年４月　郵船トラベル株式会社　復帰 平成23年４月　株式会社デンソー郵船トラベル出向 平成26年９月　当社入社 平成26年12月　当社管理本部長 平成26年12月　A.I.HOLDINGS（HONG KONG）LIMITED DIRECTOR（現任） 平成27年３月　アップルオートネットワーク株式会社取締役（現任） 平成27年３月　当社取締役管理本部長（現任） 平成27年４月　Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd.DIRECTOR（現任）	―
4	長塚秀明（ながつかひであき） （昭和48年８月26日）	平成９年４月　ジャック・ホールディングス株式会社（現株式会社カーチスホールディングス）入社 平成16年６月　株式会社ＶＴキャピタル入社 平成17年１月　アップルオートネットワーク株式会社入社 平成22年３月　同社取締役 平成25年３月　当社取締役（現任） 平成27年３月　アップルオートネットワーク株式会社常務取締役（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	春井勝匡（はるいかつまさ） （昭和53年１月８日）	平成12年９月　株式会社エービック（現ＮＴＴデータエービック）入社 平成15年４月　株式会社ガリバーインターナショナル入社 平成19年10月　株式会社ジートレーディング入社 営業企画部　部長 海外自動車部　部長 平成22年８月　シグマインターナショナル株式会社設立 平成23年11月　同社代表取締役（現任） 平成25年３月　当社取締役（現任）	―
6	加藤一夫（かとうかずお） （昭和29年７月９日）	昭和53年４月　株式会社内田洋行入社 昭和59年６月　オリエントリース株式会社（現オリックス株式会社）入社 平成元年６月　大和證券株式会社入社 平成16年８月　同社　投資銀行本部　事業法人第６部長 平成18年10月　株式会社プラスワンコンサルタント代表取締役（現任） 平成26年３月　当社取締役（現任） 平成26年12月　株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外取締役（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．春井勝匡氏及び加藤一夫氏は社外取締役候補者であります。両氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての幅広い知識と当社事業に関しても十分な理解と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したものであります。

３．春井勝匡氏及び加藤一夫氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって春井勝匡氏が３年、加藤一夫氏が２年となります。

４．当社は、春井勝匡氏及び加藤一夫氏との間で会社法第427条第１項及び当社の定款第29条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額としており、春井勝匡氏及び加藤一夫氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、春井勝匡氏及び加藤一夫氏の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。両氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本議案は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として森本徹氏の選任をお願いするものであります。

本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
森本（もりもと）　徹（とおる） （昭和20年１月１日）	昭和38年４月　日立クレジット株式会社入社 昭和52年６月　学研代理店経営 平成19年６月　有限会社オートリースゼロワン入社	3,600株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．森本徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者とした理由について

森本徹氏は、事業経営の知識経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として、選任をお願いするものであります。

４．社外監査役との責任限定契約について

当社は、森本徹氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第１項及び当社の定款第39条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額としております。

第４号議案　取締役に対する新株予約権発行の件

当社は、平成28年２月25日開催の当社取締役会において、平成28年３月25日開催予定の当社定時株主総会においてご出席された（書面投票を含む。）株主の皆様の３分の２以上の承認を得ることを条件として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることが会社法上必要とはされておりませんが、株主の皆様の承認を得ることを条件としていることから、本総会にてご承認をお願いするものであります。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

Ⅰ．新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の２％に相当します。この点、本新株予約権は当社株価終値が一定の値まで下落した場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けるものであり、割当対象者が株価下落に対する一定の責任を負うようなスキームとなっております。これにより、当社の取締役が株価変動リスクを当社株主の皆様と共有することで、当社の将来的な企業価値の増大に貢献するものと考えておりますことから、本新株予約権の発行による株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

Ⅱ．新株予約権の発行要項

１．新株予約権の数

2,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式250,000株とし、下記３．(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の

数を乗じた数とする。

2．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、240円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が算出した結果を参考に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（平成28年２月24日）での東京証券取引所における当社株価の終値278円/株、株価変動性58.97％、配当利回り0％、無リスク利子率0.005％や本新株予約権の発行要項に定めた条件（行使価額278円/株、満期までの期間10年、３．(6)に定めた行使の条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3．新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金278円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年３月28日から平成38年３月27日までとする。

(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記３．(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

平成28年３月28日

５．新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認

を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する前に当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合、残存する新株予約権を時価で取得することができる。但し、取得を決定した時点において第三者評価機関が計算した新株予約権の時価が負の値の場合は、当社は、新株予約権者に対して、新株予約権の取得とともに、新株予約権の時価の絶対値相当の金銭の支払いを請求することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．(1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記３．(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記３．(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記５．に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期間

平成28年３月28日から平成28年４月25日まで

９．申込期日

平成28年３月24日

10．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役　　６名　　2,500個

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：三重北勢地域地場産業振興センター６階　大ホール
（じばさん三重）
〒510－0075　三重県四日市市安島一丁目３番18号
ＴＥＬ（059）353－8100

交通のご案内

当センターへはなるべく公共交通機関をご利用ください。
近鉄四日市駅から徒歩５分

